

JHF 正会員（都道府県連盟）助成事業交付規程

制定 2000 年

改正 2018 年 8 月 30 日

（目的）

第 1 条 本規程は公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下「JHF」という）の目的事業（他 1）助成事業に定める、ハング・パラグライディングスポーツの振興を図るための公益目的助成金支給事業を実施するにあたり、JHF の正会員に対し助成金を交付する事業費の交付申請、決定、運用その他について定めるものとする。

（事業費の対象となる団体）

第 2 条 助成金事業の対象となる団体は、JHF の正会員とする。

（助成事業の対象となる事業）

第 3 条 対象事業は次のとおりとする。

- (1) ハング・パラグライディングスポーツの地域住民への普及推進
- (2) JHF のフライヤー会員を対象とした地域競技会の開催
- (3) JHF のフライヤー会員を対象とした地域講習会等の開催
- (4) その他 JHF の目的に類する地域事業
- (5) 上記 1 から 4 のいずれかの事業を実施する正会員の管理運営費

（事業費の額）

第 4 条 振興事業費の額は、正会員の区域とする地域に居住する JHF のフライヤー会員数を参考に、JHF が定める額とする。

（交付申請）

第 5 条 振興事業費の交付の申請は、6 月 30 日までに振興事業費交付申請書等の提出をもって行う。ただし、JHF が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 地域ハング・パラグライディングスポーツ振興事業費交付申請書（様式第 1）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

2 前項にかかわらず正会員の総会提出議案書及び役員名簿の提出をもって申請に代えることができる。

（実績報告）

第 6 条 実績報告書の提出期限は、事業終了後 2 ヶ月以内とする。

- (1) 地域ハング・パラグライディングスポーツ振興事業実績報告書（様式第 2）
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書

2 前項にかかわらず正会員の総会提出議案書及び役員名簿の提出をもって報告に代えることができる。

（事業費の交付）

第 7 条 事業費は振興事業の完了後交付する。

(改廃)

第 8 条 本規程の改廃は理事会の議決を経て実施する。

附則

地域ハングライディングスポーツ振興事業費交付要領は廃止する
本規程の改正は 2018 年 8 月 30 日から実施する

様式第 1

地域ハング・パラグライディングスポーツ振興事業費交付申請書

年 月 日

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟会長殿

所在地
団体名
代表者氏名

印

年度において下記事業を実施するについて、地域ハング・パラグライディングスポーツ振興事業費の交付を受けたいので、JHF 正会員（都道府県連盟）助成事業交付規程第 5 条により申請します。

記

- 1 地域ハング・パラグライディングスポーツ振興事業費交付申請金額 金 円
- 2 地域ハング・パラグライディングスポーツ振興事業費を受けて実施しようとする事業

事業名	実施の時期	事業の内容

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第 2

地域ハング・パラグライディングスポーツ振興事業実績報告書

年 月 日

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟会長殿

所在地
団体名
代表者氏名

印

年度地域ハング・パラグライディングスポーツ振興事業を完了したので、JHF 正会員（都道府県連盟）助成事業交付規程第 6 条により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 地域ハング・パラグライディングスポーツ振興事業費 金 円
- 2 地域ハング・パラグライディングスポーツ振興事業費交付の対象となった事業

事業名	実施時期	事業の内容

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書